



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成30年 2月23日金曜日 第2952号

◇ 目 次 ◇  
告 示

不健全な図書類等の指定.....(男女参画・県民協働課).....92  
 医療機関の指定.....(保健福祉課).....94  
 指定医療機関の廃止の届出.....( " ).....94  
 指定医療機関の辞退.....( " ).....94  
 介護機関(居宅介護事業者)の指定.....( " ).....94  
 介護機関(介護予防事業者)の指定.....( " ).....94  
 指定自立支援医療機関の指定(2件).....(健康増進課).....94  
 公共測量の実施の通知.....(道路維持課).....95  
 建設業者の許可の取消し.....(東予地方局管理課).....95  
 道路の区域変更(県道壬生川新居浜野田線).....( " ).....95  
 道路の区域変更(県道新居浜港線).....( " ).....96  
 道路の区域変更(県道宇和高山線).....(南予地方局西予土木事務所).....96  
 道路の供用開始(県道宇和明浜線).....( " ).....96

雑 報

裁決手続開始の決定の公告(2件).....(収用委員会事務局).....96  
 公示送達.....( " ).....97  
 公示による通知(2件).....( " ).....97

告 示

○愛媛県告示第162号

愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号)第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成30年 2月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

図書類等

種 別	番 号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	指 定 の 理 由
図 書	29 001	裏 め・き・ら vol.82	2018年3月1日 発行	(株)ブレインハウス	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	29 002	特選べっぴん若妻	2018年1月22日 発売	(株)サンデー社	
"	29 003	S MネットNo.71	2018年2月1日 発行	(株)レイニシアリゼ	
"	29 004	痙攣絶頂 牝たちの激烈性交	2018年1月10日 発行	富士美出版会社	
"	29 005	近親熟女妻24人 vol.3	2017年12月15日 発行	(株)サンデー社	
"	29 006	indiesnet インディーズネット 01.2018	2017年12月9日 発行	(株)エクストラゴー	
"	29 007	極上美女風俗にご案内	2018年1月10日 発行	(株)ブレインハウス	
"	29 008	ゲッチュ	2018年2月号	若 生 出 版 (株)	
"	29 009	DMM	2018年1月22日 発行	(株)ジューオーティー	
"	29 010	爛熟女盛り	2018年2月号	(株)サンデー社	

"	29 011	ベストDVD スーパーライブ	2018年2月1日 発行	(株) ブレインハウス
"	29 012	girigiri vol.2	2018年1月25日 発行	(株) 大 洋 図 書
"	29 013	四十路熟女妻炎情 vol.2	2018年12月19日 発行	(株) サ ン デ ー 社
"	29 014	ブロンド美人ガチハメ Excellent	2018年2月1日 発行	マイウェイ出版
"	29 015	人妻ノートVOL.2	2017年11月28日 発行	(株) エクストラゴー
"	29 016	レズビアン 女同士の本気イキ	2018年1月20日 発行	(株) ブレインハウス
"	29 017	エロ過ぎる巨乳女子高生	2018年1月20日 発行	(株) ブレインハウス
"	29 018	Men's GOLD VOL.107	2018年1月9日 発行	(株) リ イ ド 社
"	29 019	COMIC 失楽天	2018年1月17日 発行	(株) ワニマガジン社
"	29 020	COMIC BAVEL	2018年1月22日 発行	文 苑 堂
DVD	29 021	素人四畳半生中出し	S Y - 0 4 5	P l u m
"	29 022	厳選素人人生中出し101人	R P - 0 0 5	P l u m
"	29 023	エビ反り性感オイルマッサージ 星美りか	MLMP - 097	m i l l i o n
"	29 024	定年オヤジたちの性欲再燃絶倫SEX	M P E G 2	クリスタル映像(株)
"	29 025	一泊二日限定夫非公認「生」撮り美熟女不倫温泉旅行	AVOP - 179	ジャパンホームビデオ(株)
"	29 026	「無意識に誘惑する腰入れ尻に勃起チポを擦りつけられ発情してしまったタイトスカート美淑女は中出しされても拒めない」	R - DANDY - 525	(株) ヒロスン エンタテイメント
"	29 027	流出映像特選マニア撮り「ラブホ秘蔵コレクション」 4時間 5	M P E G . 2	ビッグモーカル(株)
"	29 028	ワケあり回春マッサージ~カラダで稼ぐ人妻達~ 4	RMDB - 378	K M P
"	29 029	先生と私~青春レズビアン~	AUKG - 246	(有)ユードケイ
"	29 030	第31回王様ゲームSOD女子社員7名を独り占めできる濃密ハーレムSP	R - SDMU - 136	SODクリエイト(株)
"	29 031	イカされ熟女	VNDS2787	ネクストイレブン
"	29 032	ガチ本番SEX「即」挿入スペシャル素人熟女ナンパ	R - UMD - 36	(株)グローバルメディア エンタテイメント
"	29 033	熟女投稿実録素人プライベート動画淫らな欲情 禁断の快楽	M P E G 2	G I G O L O
"	29 034	愛妻タッチワイフ6	SBNR - 474	サイドビー制作室
"	29 035	初撮り 美女装男子 さくら	HGQ - 009	グローリークエスト
"	29 036	僕のいいなり義母 風間ゆみ	GVG - 091	グローリークエスト
"	29 037	グラビア四天王たかしょ-Debut!! 高橋しょうこ	TEK - 077	M U T E K I
"	29 038	120%リアルガチ軟派伝説 vol.38	TUS - 038	プレステージ
"	29 039	新・素人娘、お貸しします。 Vol.50	CHN - 108	プレステージ

"	29 040	濃厚密写 接写エロティシズム3本番 鈴村あいり	A B P - 483	プ レ ス テ ー ジ
---	--------	-------------------------	-------------	-------------

○愛媛県告示第163号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成30年 2月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
い い お か 薬 局	西条市飯岡1298番 3	平成30年 2月 1日
古 国 分 診 療 所	今治市古国分一丁目13番 22号	平成30年 2月 1日
レディ薬局宇和インター店	西予市宇和町卯之町五丁目263番地 1	平成30年 2月 4日

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
丹 皮 ふ 科	今治市末広町三丁目 4番地10	平成29年10月31日
加 藤 整 形 外 科	今治市風早町二丁目 1番地の 3	平成29年12月31日
関 歯 科 医 院	大洲市東大洲125 - 2	平成29年12月31日
レディ薬局宇和インター店	西予市宇和町卯之町五丁目263番地 1	平成30年 2月 3日

○愛媛県告示第165号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第 1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成30年 2月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
豊 嶋 歯 科	西予市宇和町卯之町四丁目278番地 2	平成29年12月31日

○愛媛県告示第164号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成30年 2月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成30年 2月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
特定非営利活動法人 倫理生活指導センター	四国中央市寒川町738番地の 1	倫理生活指導センター大洲	大洲市常磐町81番地 1	平成29年12月 1日

○愛媛県告示第167号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成30年 2月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
特定非営利活動法人 倫理生活指導センター	四国中央市寒川町738番地の 1	倫理生活指導センター大洲	大洲市常磐町81番地 1	平成29年12月 1日

○愛媛県告示第168号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第 2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年 2月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
米田脳神経外科	西条市大町706番地 4	米田 滋明	精神通院医療	平成30年 2月 1日
クローバー薬局北条店	松山市北条辻20番地 5	株式会社クローバー	精神通院医療（薬局）	平成30年 1月 1日
いいおか薬局	西条市飯岡1298番 3	株式会社ソレイユ	精神通院医療（薬局）	平成30年 2月 1日
レデイ薬局宇和インター店	西予市宇和町卯之町五丁目263番地 1	株式会社レデイ薬局	精神通院医療（薬局）	平成30年 2月 4日

○愛媛県告示第169号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年 2月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
有限会社戸田医療器	松山市南江戸 2 丁目 1 番28号	訪問看護ステーションみちくさ	松山市祝谷二丁目 4 番37号	精神通院医療	平成30年 2月 1日
有限会社アエル	松山市石風呂町537番地	ケアステーションあえる	松山市馬木町304番地 6	精神通院医療	平成30年 2月 1日

○愛媛県告示第170号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、中国四国農政局道前平野農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 2月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成30年 2月20日から  
3月16日まで
- 3 作業地域 西条市宮之内

○愛媛県告示第171号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年 2月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般 - 28) 第17782号	平成28年 9月 5日	土木篠原組	篠原 達也	四国中央市妻鳥町1050 - 2	平成30年 1月 4日	土木工事業 とび・土工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業 解体工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 25) 第17245号	平成25年 11月29日	高橋興業	高橋 章倫	新居浜市宇高町 4 - 14 - 48	平成30年 1月 9日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般 - 26) 第16616号	平成27年 1月14日	アツマ内装店	熊野 東	四国中央市三島宮川 2 - 1 - 25	平成30年 1月19日	内装仕上工事業	建設業の廃止 (法人成り)

○愛媛県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 2月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市古川字古新開乙51番5から 同市古川字古新開乙52番3まで	旧	メートル 12.9~16.8	キロメートル 0.067	一部廃止
			新	0	0	

○愛媛県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 2月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜港線	新居浜市滝の宮町乙5番1から 同市政枝町三丁目385番2まで	旧	メートル 8.1~27.9	キロメートル 0.293	
			新	20.0~81.0	0.293	

○愛媛県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 2月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和高山線	西予市宇和町野田980番2から 同町野田998番3まで	旧	メートル 5.2~24.5	キロメートル 0.926	
			新	9.6~85.9	0.926	

○愛媛県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 2月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町俵津2番耕地104番5から 同町俵津2番耕地41番3まで	平成30年 2月23日

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成30年 2月13日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成30年 2月23日

愛媛県収用委員会

会長 高 橋 直 人

1 起業者の名称

愛媛県

2 事業の種類

一般国道197号改築工事（八幡浜道路・愛媛県八幡浜市郷地内から同市大平地内まで）及びこれに伴う附帯工事

## 3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 ( <small>m</small> <sup>2</sup> )	実 測 ( <small>m</small> <sup>2</sup> )	収用しようとする 土地の実測( <small>m</small> <sup>2</sup> )				
愛媛県八幡浜市郷	3番耕地176番	墓地	墓地	5.47	5.47	5.47	不明 ただし、土地登記簿 表題部所有者 勢嶋 助十郎			

## ○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成30年2月13日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。  
平成30年2月23日

愛媛県収用委員会

会長 高橋直人

## 1 起業者の名称

愛媛県

## 2 事業の種類

一般国道197号改築工事（八幡浜道路・愛媛県八幡浜市郷地内から同市大平地内まで）及びこれに伴う附帯工事

## 3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 ( <small>m</small> <sup>2</sup> )	実 測 ( <small>m</small> <sup>2</sup> )	収用しようとする 土地の実測( <small>m</small> <sup>2</sup> )				
愛媛県八幡浜市郷	3番耕地175番	墓地	墓地	6.88	6.88	6.88	不明 ただし、土地登記簿 表題部所有者 持分2分の1 上田 鹿松 持分2分の1 菊池 キヨノ			

## ○公示送達

存否不明（ただし、最後の本籍地 愛媛県喜多郡長浜町大字下須戒甲1998番地の3） 谷本 榮子

住所不明 リコナルイス、マリアエレナ  
住所不明（ただし、最後の本籍地 愛媛県大洲市長浜町下須戒甲1998番地3） 谷本 美恵子

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部土木管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第5項の規定により、平成30年3月15日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成30年2月23日

愛媛県収用委員会

会長 高橋直人

平成30年2月13日付け裁決書

## ○公示による通知

勢嶋助十郎（愛媛県八幡浜市郷3番耕地176番の土地登記簿表題部所有者）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部土木管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同政令第5条第5項の規定により、平成30年3月15日を経過した時にその書類の送達が

あったものとみなされます。

平成30年2月23日

愛媛県収用委員会

会長 高橋直人

平成30年2月14日付け29媛収第11-7号審理の開催について  
（審理開催の通知）

## ○公示による通知

上田鹿松（愛媛県八幡浜市郷3番耕地175番の土地登記簿表題部所有者 持分2分の1）

菊池キヨノ（愛媛県八幡浜市郷3番耕地175番の土地登記簿表題部所有者 持分2分の1）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部土木管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同政令第5条第5項の規定により、平成30年3月15日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成30年2月23日

愛媛県収用委員会

会長 高橋直人

平成30年2月14日付け29媛収第13-7号審理の開催について  
（審理開催の通知）